

議案第11号

高根沢町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

高根沢町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和7年6月3日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町職員等の旅費に関する条例等の一部改正について

1 概要

国家公務員等の旅費に関する法律等（以下「法令」という。）の一部改正に伴い、関係する3条例を一括して改正するものです。

2 改正内容

（1）高根沢町職員等の旅費に関する条例の一部改正

栃木県の職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号。以下「県条例」という。）の改正に合わせ、次のとおり改正します。

ア 準用法令の改正

高根沢町職員等の旅費に関する条例（以下「旅費条例」という。）において準用する法令を次のとおりとします。（第23条）

（改正前） 国家公務員等の旅費に関する法律

（改正後） 国家公務員等の旅費に関する法律施行令

イ 宿泊料に係る区分の整理

宿泊料に係る区分（甲地方・乙地方）を県条例の区分と揃えます。（別表）

ウ 経過措置の削除

現に効力を有していない旅費条例制定時の経過措置を削ります。（附則第2項及び第3項）

エ 文言整理等

文言整理その他軽易な修正を行います。（第4条、第6条及び第8条）

※第6条の改正については、国家公務員等の旅費に関する用語の変更に合わせ、「旅費の種類」を「旅費の種目」に改めるものです。

（2）高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正

旅費に関する規定のうち、宿泊料は限度額であることを明確にするとともに、宿泊に係る区分（甲地方・乙地方）その他の旅費に係る用語は旅費条例の用語を引用するものとします。（別表）

（3）高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

（2）と同じ。

3 施行日等

公布の日から施行し、令和7（2025）年4月1日から適用します。

高根沢町職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(高根沢町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町職員等の旅費に関する条例（昭和61年高根沢町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認めた場合には、自ら又は<u>次条第1項</u>若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>(旅費の種目)</p> <p>第6条 旅費の<u>種目</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第8条</p> <p>3 <u>第3条第2項各号</u>の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数とする。</p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第23条 外国旅行の旅費については、<u>国家公務員等の旅費に関する</u></p>	<p>(旅行命令等)</p> <p>第4条</p> <p>3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認めた場合には、自ら又は<u>第5条第1項</u>若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。</p> <p>(旅費の種類)</p> <p>第6条 旅費の<u>種類</u>は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。</p> <p>(旅費の計算)</p> <p>第8条</p> <p>3 <u>第3条第2項第1号、第2号</u>の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数とする。</p> <p>(外国旅行の旅費)</p> <p>第23条 外国旅行の旅費については、<u>国家公務員等の旅費に関する</u></p>

法律施行令（令和6年政令第306号）の各相当規定を準用する。この場合において国家公務員の職務の級は、内国旅行の旅費の例によりこれに相当する級とする。

附 則

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

別表（第6条、第16条、第17条、第20条関係）

1 宿泊料限度額

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

備考

1 宿泊料限度額の欄中甲地方とは、さいたま市、千葉市、特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市及び福岡市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

法律（昭和25年法律第114号）の各相当規定を準用する。この場合において国家公務員の職務の級は、内国旅行の旅費の例によりこれに相当する級とする。

附 則

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 国内旅行に係る鉄道賃及び船賃の額については、任命権者が町長に協議して定める国内旅行（公務上の必要その他特別の事情があるものに限る。）のため支給するものを除き、当分の間、第15条第1項第1号中「中級の運賃」とあるのは「下級の運賃」として、これらの規定を適用する。
- 3 改正後の高根沢町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第6条、第16条、第17条、第20条関係）

1 宿泊料限度額

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

備考

1 宿泊料限度額の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

(高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 高根沢町長等の給与及び旅費に関する条例（昭和43年高根沢町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第5条関係） <u>宿泊料限度額（1夜につき）</u> (略) (略)	別表（第5条関係） <u>宿泊料（1夜につき）</u> (略) (略)
備考 1 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、 <u>給与条例</u> 第3条に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の例による。 2 <u>この表に定める用語の意義は、高根沢町職員等の旅費に関する条例（昭和61年高根沢町条例第2号）に定めるところによる。</u>	備考 1 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃については、 <u>高根沢町職員の給与に関する条例</u> 第3条に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の例による。 2 <u>宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 高根沢町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年高根沢町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第4条関係） <u>宿泊料限度額（1夜につき）</u> (略) (略)	別表（第4条関係） <u>宿泊料（1夜につき）</u> (略) (略)
備考	備考

2 この表に定める用語の意義は、高根沢町職員等の旅費に関する条例（昭和61年高根沢町条例第2号）に定めるところによる。

2 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第14条及び第15条に規定する地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。